

第9回

総務文教小委員会会議録

平成16年5月19日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第9回 総務文教小委員会

○日 時 平成16年5月19日(水) 午後3時

○会 場 木曾川町役場3階 大委員会室

○出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	天野 彰	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

協議事項

協議総文第28号 特別職の身分の取扱いについて

協議総文第29号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議総文第30号 窓口業務について

3. その他

総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 9 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員総数 9 名全員がご出席となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さん、こんにちは。大変天気が悪くなってまいりまして、足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第 9 回の総務文教小委員会でございますが、いよいよ迫ってまいりまして、もうそろそろということでございますが、今回も前回提案されました事項について、お持ち帰りいただいたと思いますので、皆様方のご協議の方、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、協議項目総務文教第 28 号、協定項目 11 の「特別職の身分の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

まず、前回提案されました調整方針（案）について、事務局から朗読をお願いいたします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

それでは、お手元の次第をはねていただきまして、1 ページをお願い申し上げます。協議総文第 28 号「特別職の身分の取扱いについて（協定項目第 11 号）」でございます。調整方針、読ませていただきます。

尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

この件につきましては、先回、各市町にお持ち帰りいただきまして検討されたと思いますが、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでございましょうか。特にご発言はございませんか。

特にご質問等ございませんので、協議総文第 28 号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。それでは、協議総文第 28 号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第 29 号、協定項目 13「事務組織及び機構の取扱いについて」を

議題とさせていただきます。

まず、先回提案されました調整方針（案）について、事務局から朗読をお願いします。
事務局。

○伊神 正文事務局課長

それでは、次第の2ページをお願い申し上げます。協議総文第29号「事務組織および機構の取扱いについて（協定項目第13号）」でございます。調整方針でございます。

（1）「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。

（2）部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。①尾西庁舎には建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。②木曾川庁舎には教育部門を配置する。③一宮庁舎には、これ以外の企画・管理部門等を配置する。

（3）尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

この件につきましても、お持ち帰りいただいて検討された結果、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○友定 良枝委員

すみません。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

お願いが3つと質問が1つあるのですが、一宮市の組織を基本に統合するとなっていますけど、尾西市・木曾川町・一宮市、それぞれお互いのいいところを残して統合していただきたいということと、2つ目は、よりよい市民サービスをするためには、職員の方がやる気とか働きがいがある組織をつくっていただきたいということと、3つ目は、統合するときに、無駄を見直すということをしていただきたいと思うのですが、その3つがお願いと、あとは統合するときに、例えば第三者的な、民間企業でいうと経営コンサルタント的な人が大なたを振るうのか、人事部の方がそういうことをされるのか、どういう権限でされるのかちょっと教えていただきたいのですが。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

まず一番最後の、どういう権限で、どこの部署のものがといったことから先にお答えさせていただきたいと思いますが、これは前回、この組織のところから私の方から説明をさせていただいたように、2市1町の組織担当の分科会で議論をするといったことございま

す。今、民間のコンサルタントに委託してといったお話もありましたけれども、確かに機能的な組織をつくるには、そういった専門家のお知恵を借りるのも大事なかもしれませんが、民間と役所の大きな違いは、民間はやはり営利追求を第一の目的とするところがございまして、それに反して行政の目的は、住民の皆様とにかくに均一な福祉サービスを提供するかといったことございまして、コンサルタントのお知恵を借りれば、それはそれで住民の皆様に対するサービスを高めるためにも必要な組織ができるのかもしれませんが、いわゆる費用対効果の話でございまして、幾ばくかの費用を払うわけでございまして、そういった費用を払ってまでやるべきことかという議論はされるべきであろうと思っております。今のところは事務担当者の方で協議をし、最終的には2市1町の市長、町長に了解を得て、組織は固めてまいりたいと考えています。

それから、お願いといいますか、3点ほどおっしゃられまして、一宮市を基本にということであるが、尾西市と木曾川町のいいところを残したらどうかといったご質問であります。前回の附属資料を見ていただきますと、人口が多いものですから、どうしても一宮市の組織が一番大きな組織になっています。大きな組織というか、細部に分かれているといった方がいいのかもしれませんが、これがやはり、どうしても基本にならざるをえないといったところでございまして。

先ほど、説明の中で申し上げたように、今、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるといったことで、尾西市と木曾川町の組織が一宮市にないからといって抹消してしまうといったことはありません。これはこのまま残していきたいと。これがいいところを残すといったことにイコールになるかどうかは別物かもしれませんが、とりあえず一番大きな組織である一宮市の組織を基本とさせていただいて、尾西市と木曾川町の独自のものは残していきたいといったところでご理解をいただきたいと思っております。

2番目の職員のやる気ということでございまして、これは前回「新市における事務組織・機構の整備方針」というのを述べさせていただきました。附属資料の4ページでございまして。この中に、どのように整備をしていくのかといったことで、①から⑧までの項目を挙げております。その8つの基本的な方針に則り、組織の整備をしていくといったことございまして。

その中に⑥の「指揮命令系統が明確な組織・機構」⑦の「職員の能力を十分に活用できる組織・機構」といったことを掲げております。これは具体的にどうするのだといったことございましてけれども、その組織の種類といいますか、部の成り立ちといいますか、そういったことによっても若干違ってまいりますので、一様には申し上げにくいのでありますが、できるだけ組織担当あるいは人事担当としては、そういった職員の能力が十分発揮できるような機構にしてまいるといったことで、その意思表示ととらえていただきたいと思っております。

それと、無駄をなくすといったことございましてけれども、今、私どもの組織の中で無駄があるとは考えておりません。ただ、新市の建設計画の中で、今後、合併した後の組織といいますか、施設の見直し等も一つの項目として掲げられております。これは、合併が

住民の福祉の向上に資するというのが第1であるのはもちろんでありますけれども、もう一つの合併の大きな目的として、やはり行政改革という一面はありますので、そういった無駄とは考えておりませんが、より効率的な組織あるいは機構の改革といったところは、少し中長期的な課題になろうかと思っておりますけれども念頭において、今後も組織について考えていきたいといったことでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、よろしいですか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

友定委員のおっしゃることは、全くもっともなことではございますが、これはこれからもそのように進められると思っておりますし、新市になりましたら、新市の議会でもその辺のことは協議があると思っております。

他にご意見はございませんでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません。先回、聞きそびれてしまったのですが、尾西市の助役さんに聞いた質問で、期限的にはいつごろになるか、見通しを聞くのを忘れていたのですけれど。

歯どめというか、チェック機構について。速やかに、みたいなことを言われたのですけれど。

○山内 勝美副幹事長

先回、お尋ねになりましたのは、尾西市の庁舎に建設部門が入る予定という話から、尾西市で建設に関連して不祥事がありました件で、今後このようなことはよろしいかというご質問だったかと思っておりますが、そのことでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○山内 勝美副幹事長

それにつきましては、私どもでは、二度とあのようなことは起こらなくするためにも、職員につきましては要綱を2点ほど今、準備しております。それから、議会サイドにおきましても、今、議会の方で審議をされておりますが、それが出そろえば早急にというお話をさせていただきました。まだ議会の方がはっきりしてはおりませんが、職員側につきましては、不当防止行為等に関するものですか職員の倫理規定、そのようなものにつきましては既にほぼ出来上がっておりますので、できれば議会の方の関係と同時に公表したい、

このようなことを今、思っております。ですから、いつということは、まだはっきり申し上げられませんが、近々という状況でございます。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

○橋本 照夫委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。橋本委員。

○橋本 照夫委員

先ほどの友定委員のご発言の中に無駄ということがありまして、まさに我々市民の立場からすると、そういうことを痛切に思うわけです。その最たるものが、合併すると、今回の議案とは少し意味合いが違って申し訳ないのですが、職員の数がどうしても市民から見ると無駄ではないかと思える部分がかかなり感じられるわけですが、公務員ですから整理するというわけには、多分いかないだろうと思います。ですから、どの条項でうたえるかどうかは別として、何か特別に希望退職を募るとか、そうしてでも減を図るということは、必要ではないかと思うのです。今日の議題は組織ですから違うのですけれども、333人削減と言われましたけれど、これは自然減に近い数字であるだけです。

なぜそういうことをお尋ねするかといいますと、尾西庁舎の場合には建設部門と水道部門が来るわけですが、それにしても数からいけば、かなり少なくなくて済むのではないかという気がします。これは少し本日の議題とは違うのかもしれませんが、その辺、お尋ねしたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局、いいですか。

○伊神 正文事務局課長

職員の件でございます。今、橋本委員さんの方から、数字も出たようですけれども、建設計画の中の財政推計で、10年間で333人減らすと。これは当てがあってこの333という数字を出したわけではなく、中核市である岡崎市並みにすべきであろうと。岡崎市と、今、2市1町の職員の総和を比べた場合、その程度多いものですから、10年間で333人減らし、合理化に努めるといったことで、財政シミュレーション上はそのようになっております。

確かに、合併した場合に職員の身分というのは、合併特例法の中で「合併を機に解雇してはならない」と明記されておりますので、解雇はできません。当面は、全体2市1町の職員をすべて新しい市で抱えることになってまいります。今の管理部門とか総合部門といったところは当然2市1町の合計よりも少なくなくて済むといったことは確かにあるかと思えます。

ただ、もう一方の見方といたしまして、やはり2市1町で分庁方式をとるわけですので、今までのように尾西市役所、木曾川町役場において、すべてそこへ出向けば、

どのような種類の用事も片づくといったふうにはまいりません。分庁方式ですので、建設部は尾西庁舎、それから教育委員会が木曾川庁舎、もちろん窓口部門は設置されるわけでございますけれども、そういったときにやはり合併して不便だということを住民の方が感じられるようでは、いけないと思います。ですから、最初は今、橋本委員さんがおっしゃったように、若干多いのかなといった職員配置にはなろうかと思いますが、そういった面もありますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

それと、この職員の削減については、333 というのは正確な根拠はないと申し上げました。前回もこれはお認めいただいているところですが、一般職の職員の身分の取扱いというのは、皆様方にご議論いただいて、ご決定いただいたところでございます。その中に3番といたしまして、「職員数については定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする」といった文言を一文入れさせていただいて、これもご決定いただいております。ですから、333人が本当に適正なのか、机上できっちり計算した数字ではございませぬので、この適正化計画を合併後速やかに立てることによって、今、橋本委員さんがおっしゃったように、333ではなくて400、500といった職員がいらないといったことになるかもしれません。また逆にサービスを提供するためには300人も減らせないといったことになるかもしれません。それはわかりませんが、実際に住民の方にサービスを提供するのに過不足ない職員数、この計画を新市になってから速やかにつくって、その計画に則り、適正な職員の数にしていきたいといったことをお願いしたいと思います。

○橋本 照夫委員

はい、ありがとうございます。

もう一つ、これは要望なのですけれども、確かに私が具体的にその数字を云々ということを用意したわけではありません。我々はわかりませんので。こういう組織を動かそうというのは、大変なエネルギーがいると思うのです。問題は合併後の方が大変なエネルギーがいると思っておりますし、特に組織とか機構というものを変わる場合には、これは多分首長の権限だろうと思うのですけれども、非常に大変な作業になると思います。今までのいろいろな調整、すり合わせ等も、大変な作業だったと思うのですが、逆に言うなら合併後の方が大変だろうと我々は思うわけでありますので、少なくとも市民の目から見て、なるほど、よくやったという評価がいただけるような、組織とか機構にしていきたいということをお願いしておきます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

他にご意見はございませんでしょうか。

○青木 隆子委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません。前回のときをお願いしたことで、児童虐待に関する窓口の件で、担当を尾西市と木曾川町の方へ残した方がいいのではないかという意見を述べさせていただいたのですけれども、そのときに相談の頻度によってそういうところを設けることも考えられるとお返事をいただいたと思います。

児童虐待の通告も含めて、児童相談の窓口ですとか、子育て支援、家庭支援、それぞれたくさんのサービスを準備できる市町村に今度は一本化されることになるのですけれども、やはり児童相談所は、今は一宮市に一宮児童相談所、相談センターがありますけれども、これが中核市においても設置が図られるようにすることが望ましいという意見も中には出ています。そのくらい結構重要視されていることなのです。やはり児童相談所の方たちとか、そちらにかかわっていらっしゃる、私たちもそうですけれども、すごく必要性を感じるのと、そういう相談体制の実現には、現行相談体制の見直しでありますとか、職員の配置、予算など、これは児童相談所の方から出ている資料にあるのですけれども、超える必要のあるハードルが多く予想されます。やはり市の方が感じられるのとはまた違って、直接かかわっている人たちはすごく必要と感じていると思います。

新市になって窓口という形で残されないとしても、近所といいますか、そちらの方面に多くアンテナを広げていただいて、もし必要ならば素早く対応していただけるようお願いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今、委員さんの発言で、私の前回の発言も復唱いただいたわけですが、確かに17年4月1日から法が改正になって、児童相談所というのはこのときには市町村の後方支援だと。児童相談に関して市町村が担う役割をもう一度明確化するといったようなことになるようであります。

一宮市におきましては、もう既に専任の児童相談の職員、係長クラスを配置して、今、対応いたしております。前回、2市1町で、今の段階ではそれほど頻度が多くなく、尾西市と木曾川町にその担当を設置することは考えていないと私の方からお答えさせていただきましたけれども、今の委員さんの発言のとおり、これは先ほど言いました窓口の話になってまいります。最初にこういった体系をとったから、今後はどんなことがあってもしばらくは変えないといったことではありません。前回も説明させていただいたように、合併後の業務量の変化や地域住民の利用状況を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うといったことは、柔軟に対応してまいりたいといったことですので、この件に関しましては、もしこういうことが具体的にあれば、速やかに対応していくという考えでおりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

○青木 隆子委員

はい、よろしくお願いします。

○梶田 信三委員長

はい、是非よろしくお願いします。

他にご質問・ご意見等ございましたら。

○橋本 照夫委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○橋本 照夫委員

ただいま、青木委員からのご質問に少し関連するようなことでございます。これもまた本来では直接的には関係ない事かもしれませんが、機構のところ、どうしてもこれもお願いしたいと思っておりますことが、これは私ごとですけれども、小学生高学年と中学生を対象とした、薬物乱用防止の委員に任命されましたが、各小中学校に行き、薬物乱用はこれぐらい危険だよということを教えようという運動にとりかかったわけです。窓口が違って、これは教育委員会からですが。

なぜ私があえてこのようなことを申し上げるかといいますと、ちょうどそのときに小牧市が教育委員会で聞いて、不登校とか問題児の数、実際にどのくらいあるのか見当がつかないなど。そこで教育委員会に聞いたら、「いや、その問題はそんなにはありません」というお話だったけれども、我々民間の者が調査をしたら、実に300人いた。これは大変だということで、我々民間の手でそういうことを調べて、問題があるということがわかったけれども、役所というところは皆さん、申し訳ないのですけれども、これは教育委員会の方だとおっしゃられるかもしれないけれども、そういうことが見過ごされているのです。本当は担当は俺の方ではない、役所だとか、いろいろそういう問題が出まして、我々はどちらへそれをアプローチしていいのか、今、そういう話合いをしている最中ですが、きつとこのような問題は一宮市・木曾川町・尾西市にもあると思うのです。どうしても縦割りというのは、官の通常言われる組織みたいになるわけですが、これはやはり連携をとっていただいて、合併後も全市で統一し、お力添えをいただきたいと思っております。我々のできる範囲、本当のボランティアですが、薬物を乱用すると人生を失うよということを、教育の場あるいは警察の人たちから言うのではなくて、我々がやりましょうということで、今、正直言いますと全国的に運動を行いかけたところなのです。そんなことでまたお願いすることがあるかと思うのですが、そこら辺のところも相談できる、そういう機構をつくっていただきたいと思っております。これは要望でありますけれども、お願いしたいと思っております。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。このようなご意見が出ましたので、また何かの機会にその辺のご意見もこのところに反映するように、また検討してください。よろしくお願いします。

他には。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません。中核市になるということで、保健所の権限が増えるというのを以前聞いたような気がするのですが、ここには出てこないのか関係ないのかわからないのですが、それに対しての説明は、いつしていただけるのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

2市1町が合併いたしますと、面積が100平方キロメートルを超え、人口も30万人を超えますので、いわゆる中核市の要件を満たすこととなります。財政計画は平成21年度に中核市に移行するといったことで推計をしておりますけれども、保健所の機能が増えるということではなく、保健所というのは今、県の所管事務事業であります。それは中核市になると、保健所の業務、運営を中核市の方が担うといったことになってくるわけでございます。現在の推計上は中核市に合併後速やかになるわけではございませんので、保健所という言葉は出てきませんし、現時点で県がやっていることでございますが、保健所の業務というのは変わりありません。以上でございます。

○友定 良枝委員

ということは、すぐにこの組織表に表れるということではなくて、21年度からまた何かそういうふうに出てくると理解すればいいのですね。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

21年度に中核市というのは、財政推計上にそこに置いたといったことですので、全国でも中核市の条件を満たしながら、まだ中核市になっていないところが、東京の八王子とかあります。ですから、必ずしも条件を満たすからといって中核市にならないといけないものではありません。これはあくまでも財政推計上ですので、21年度に必ずなるかどうかというのは、今の段階でははっきり申し上げられません。なるという想定だけとご理解いただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、あとは、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。他にご質問等ございませんので、協議総文第29号につきましては、原案のとおり承認することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。それでは協議総文第 29 号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第 30 号、協定項目第 23－8「窓口業務について」を議題とさせていただきます。

まず、先回提案をされました調整方針（案）につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

3 ページをお願い申し上げます。協議総文第 30 号「窓口業務について（協定項目第 23－8 号）」調整方針でございます。

窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。

（1）一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩いの家での取扱い業務は現行のとおりとする。

（2）尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本的に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、委員の皆様方のご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでございでしょうか。特別にご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

特別にご意見等もございませんようですので、協議総文第 30 号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。それでは、協議総文第 30 号は原案のとおり承認されました。これをもちまして本日の協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、その他といたしまして、総務文教小委員会の日程について事務局からご説明をお願いします。

○森 輝義事務局長

それでは、その他「総務文教小委員会の日程」につきましてご説明を申し上げます。

当総務文教小委員会につきましては、本日、皆様方にご熱心に協議していただきました議題をもちまして、当初付託を予定しておりました協定項目の協議がほぼ終了したところでございます。従いまして、本日の小委員会をもちまして、総務文教小委員会を一応終了

したいと考えているところでございます。

なお、今後、協議すべき事項が生じた場合には、改めて事前に皆様方に文書にてご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

○青木 隆子委員

すみません。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません、一点お伺いしたいのですけれども、今までいろいろな協議項目の中に一宮市の連区の項目が、いろいろなことに関して出てきているのですけれども、この連区をどうするかという調整というのは、この総務文教小委員会には挙がってこないということですね。その連区によって尾西市や木曾川町で変わってくるものがあると思うのですけれども、その調整というのはどこかでされていて、そこに伺えばご明言をいただけるということでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

これは、10月24日の第2回総務文教小委員会の協議事項といたしまして、「コミュニティ施策」というのを挙げさせていただきました。その中に町内会の関係事業として、町内会の組織が2市1町違います。それから、行政の方からお支払いする委託料とか補助金の額も違います。こういったことについては、一定期間内に調整をさせていただきというところでご提案申し上げ、一応決定いただいていると私どもの方は理解いたしております。

町内会というのはもともと町内会組織を行政の、言葉は悪いのですけれども、末端の機関としてご利用させていただいているというのが実情だと思いますが、そもそも町内会というのは任意の団体であります。行政が合併するからといって、町内会もどこどこにならえとか、どこどこに統一というのを一方的に行政側からは言うわけにはまいりません。

では、どうするのかといえば、青木委員さんがおっしゃったように、町内会に関連する業務というのは、かなり数多くあります。速やかに統一されるのが望ましいことではありますけれども、今、申しました理由によって、町内会の皆様方のご意見を聞きながらやっていかなければいけないことでございますので、一定期間内というのは期間を明言しておりませんが、これは今、おっしゃったように、できるだけ早くやらないとその他の業務に支障が出てくるというのは、私どもも同じ考えでございます。担当の方、これは合併が決まらないとなかなか入れないものですから、今年度中にも、それぞれの市町の町内に入って、ご意見を聞きながら調整を速やかに進めていく、そういうつもりでおります

ので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。はい。

○天野 彰委員

よろしいでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○天野 彰委員

たまたま連区の話が出たものですから。

合併してから調整するという方針が決まっているようではございますけれども、今の事務局のお話ですと、その調整期間、2年なり3年なりになるのかわかりませんが、その間は現在の尾西市とか木曾川町の組織でやっていくということになるのでしょうか。一宮市の連区方式と私どもの区長方式がありますけれども、組織といいますか、かなり細分化しているものですから、この連区方式に変えるということになりますと、かなり混乱するのではないかと思われまします。そういうことも含めて、青木委員さんも心配してみえると思うのですが、いかがでしょうか。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

まず1点目でございますが、この調整する間は現行のままかというご質問ですが、これはそのとおりでございます。次に2点目でございますが、調整を図るということですので、今の時点で一宮の連区制度に尾西市・木曾川町が合わせるといったことにはなっておりません。それは今後の協議の内容によって決まるものだと思います。

ただ、今、委員さんがおっしゃったように、かなり悩ましいというか、一様にはなかなかいかない難しい問題ではあると思います。これは長年その地域で築かれた歴史とか経緯がございますので、一朝一夕にというわけにはまいりません。ですから、できるだけ速やかにと言いつつも、少し時間がかかるかなという危惧も持っております。

○天野 彰委員

一宮市の連区方式で行うとは決めていないから、全体として見直しをかけながら調整を図っていくということであればいいですが、あえて申し上げますけれども、今の一宮市の連区方式そのものについても、大きな連区があれば小さな連区もあるということで、いろいろな問題があるのではないかなと私は思っているわけですが、そういうことで、かなりこの調整というのは難しいのかなと思います。

尾西市の区長は今、51区長おりますけれども、その中でやはり区長配下の戸数でもばらつきがありまして、この際、見直しした方がいいのではないかという話は出ますけれども、いざ、区長を減らすとか、あるところは区長を増やすとか、そういう話になりますと、大

変難しい話になってしまって、依然としてそのままで、なかなかそういう組織を変えらることは非常に難しいと思いますので、心配はしております。

○梶田 信三委員長

わかりました。先ほども事務局側の説明にもございましたように、それぞれの町内会によってきたる歴史というか伝統といいますと、いろいろあると思います。一朝一夕で同じということにはならないと思いますので、ある程度時間をかけて調整されることだと理解しております。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

今の話で質問なのですけれども、新市の方で地域審議会というのができるという話だったのでしたけれども、そこで討議されるということなののでしょうか。事務局、教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

地域審議会の主な所掌事務といたしましては、建設計画をつくりますので、建設計画に位置づけられた事業がどのような進行状況なのかを確認していくことがメインでございます。今、町内会の組織のあり方については、地域審議会というのは尾西市と木曾川町にそれぞれ置かれるわけでございますので、単体で議論できる話ではありません。ですから地域審議会の協議事項ではなく、町内会担当部署で、2市1町の町内会の皆様方のご意見を聞きながら進めていく作業になってくると思っております。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

それでは、改めまして締めさせていただきます。

熱心に総務文教小委員会、討議をしていただきましたけれども、ただいま事務局の説明のように、今回、第9回の総務文教小委員会の会合をもって、一応の区切りということでございました。9回にわたりまして熱心にご討議いただき、ありがとうございました。至らない委員長でございましたけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。まだ全体協議会は続くようございますので、またそちらの方はよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 4 0 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 6 月 3 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)